

## 川崎市環境影響評価審議会委員の公募実施要領

### 1 目的

この要領は、川崎市環境影響評価審議会委員の公募の実施に当たり、その方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 申込者の資格

委員の公募に申し込むことができる者は、令和8年12月1日（任期開始日）現在において次の要件を満たす者とする。

- (1) 年齢が満18歳以上の者
- (2) 引き続き本市に1年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 本市の職員でない者

### 3 公募人数

2人

### 4 任期

令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

### 5 申込方法等

- (1) 公募に申し込もうとする者は、市販の用紙等に次に掲げる事項を記載したもの及び800字程度の小論文を提出するものとする。
  - ア 申し込む附属機関の名称 『川崎市環境影響評価審議会』
  - イ 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
  - ウ 現在の職業
  - エ 主な職歴
  - オ 各種団体での活動、環境等に関するボランティア活動経験
  - カ 審議会委員を希望する理由（簡潔に記載）
- (2) 小論文のテーマは、「環境影響評価制度について考えること（川崎市の良好な環境の保全を図る上で環境影響評価制度が果たす役割について、あなたの考えを述べてください）」とする。
- (3) 提出の方法は、持参、郵送又は川崎市簡易版電子申請サービス（LoGo フォーム）とする。
- (4) 公募に係る提出書類は、返却しないものとする。
- (5) 申込期間は令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）までとする。

郵送による場合は、令和8年7月31日必着とする。

## 6 選考方法

- (1) 公募委員の選考は、環境局に設置した川崎市環境影響評価審議会公募委員選考委員会（以下「委員会」という）において、川崎市環境影響評価審議会公募委員選考指針に基づき、書類選考及び面接により行う。
- (2) 委員会の選考結果に基づき、市長決裁により公募委員を決定する。
- (3) 選考の結果は、申込者に通知するものとする。

## 7 特例

公募実施の結果、次に掲げるいずれかの場合は、公募人数に満たない人数について、公募によらないで委員を選任し、又は委員を選任しないものとする。

- (1) 申込者が公募人数に満たなかったとき。
- (2) 申込者の全部又は一部が申込資格を満たさないことにより、公募人数に満たなかったとき。
- (3) 選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき。

## 8 その他

- (1) 申込資格の確認は、各区役所区民課（支所区民センター）への住民登録の確認により行う。
- (2) 選任された委員には、審議会に出席する都度、所定の報酬を支給する。